

箱根町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「箱根町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓 約 書

以下を誓約いたします。

なお共同入札を行う場合には、他の共同入札者全員を代表して以下を誓約いたします。

今般、貴町の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴町における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴町の指示に従い、貴町に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。なお、入札参加資格の確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）について貴町が神奈川県警察本部に照会することに同意します。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者ではありません。
- 3 当該物件を暴力団の事務所、その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者ではありません。
- 4 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (2) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者ではありません。
- 6 前記 2 から 5 に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。
- 7 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴町に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 8 私が公有財産を落札した場合は、次の用途には供しません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用途
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- 9 私は、貴町の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟観し、および貴町の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。

箱根町インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人にあっては、公告日現在、箱根町指名停止等取扱基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人にあっては、その者が、箱根町暴力団排除条例（平成 23 年箱根町条例第 12 号。以下「町暴力団排除条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないと認められること、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないと認められること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県暴力団排除条例」という。）第 23 条第 1 項に違反したと認められないと認められること。
- (5) 県暴力団排除条例第 23 条第 2 項に違反したと認められないと認められること。
- (6) 町暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないと認められること、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないと認められること。
- (7) 箱根町が定める本ガイドライン及び箱根町契約規則（昭和 40 年箱根町規則第 15 号）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する規約及び各種のガイドライン内容を承諾し、遵守することができる者。
- (8) 一般競争入札にかかる物品に関する事務に従事する箱根町職員でないこと。
- (9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合には、これらの資格を有しているものであること。
- (10) 日本国に住所、連絡先がいずれもあり、年齢が 18 歳以上であること。
- (11) 本ガイドラインにより、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき箱根町が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間箱根町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や箱根町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、公有財産売却に参加してください。

また、入札前に箱根町が実施する下見会において、売扱物件を確認してください。（実施をする場合）

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

仮申込みを行った後、箱根町のホームページより①「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下、「申込書」という。）を印刷し必要事項を記入・押印後、参加される方の身分を証明するため、②住民票の写し（世帯の一部）又は商業法人登記事項証明書（法人の場合）、③印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人の場合）、④暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書を箱根町に持参か書留又は配達記録で郵送（申込締切日の消印有効）してください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に、箱根町の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損などが生じた場合、箱根町に対して契約の解除及び売扱代金の減額を請求することはできない。

(2) 落札者が売扱代金の残金を納付し、箱根町が納付の確認をした時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 箱根町は、売扱代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(4) 原則として、物件にかかる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、次のすべてに同意するものとします。

- ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業法人登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名など）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びKSI官公庁オークションのログインID（以下、「ログインID」という。）に登録されているメールアドレスを箱根町に開示され、かつ箱根町がこれらの情報を箱根町行政文書管理規定（平成16年箱根町訓令第1号）に基づき、5年間保管すること。箱根町から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
- エ 箱根町は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同上第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が公的機関発行の証明等の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転を行うことができません。

5 共同入札について

- (1) 共同入札とは
- 一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 共同入札における注意事項
- ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の誓約書、印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに箱根町に提出することが必要です。なお、申込書は箱根町のホームページより印刷することができます。
- ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容など異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。
- エ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。
- オ 共同入札者のうちの1人について、誓約書で誓約した内容と相違する事実があることが判明した場合には、当該事実に関して箱根町が行う一切の措置について異議の申

し立等を行うことはできません。

第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業法人登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・ 法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・ 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始 2 開庁日前までに箱根町に提出することが必要です。

なお、共同入札に限らず、原則として、入札開始 2 開庁日前までに箱根町が、入札参加に必要な書類の提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、箱根町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、箱根町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始 2 開庁日までに箱根町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付するには、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有

財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、箱根町のホームページより①「公有財産売却一般競争入札参加申込書」(以下「申込書」という。)を印刷し、必要事項を記入・押印後、参加される方の身分を証明するため、②住民票の写し（世帯の一部）又は商業法人登記事項証明書（法人の場合）、③印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人の場合）、④暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書を箱根町に持参か、書留または配達記録で郵送（申込締切日の消印有効）してください。

申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、箱根町のホームページより①「申込書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、参加される方の身分を証明するため、②住民票の写し（世帯の一部）又は商業法人登記事項証明書（法人の場合）、③印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人の場合）、④暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書を箱根町に持参か、書留または配達記録で郵送（申込締切日の消印有効）してください。

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が箱根町に到着後、箱根町から「納入通知書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、箱根町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。

申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、当該参加申込者が落札者となつた場合において、契約締結期限までに箱根町の定める契約を締結しない場合は没収し、

返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、依頼書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

箱根町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、箱根町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最低価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインID紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 箱根町から落札者への連絡

落札者には、箱根町から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。また、共同入札者が落札者となった場合は、代表者のみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

箱根町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、箱根町が落札者による売払代金

の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金もしくは契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、箱根町に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

落札者決定後に入札不適格者と判明した場合、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は、落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は、原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

箱根町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、箱根町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印後、箱根町が設定する契約締結期限までに次の書類を箱根町に持参か、書留または配達記録で郵送してください。

ア 必要な書類

(ア) 落札者が個人の場合は、市町村が発行する身分証明書

(イ) 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証明する領収証書

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定を取り消します。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4 売払代金の残金について

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金または契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、期限までに箱根町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付され、箱根町が確認した時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された入札保証金、もしくは契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに箱根町が納付を確認が必要です。

ア 箱根町が指定する銀行口座への振込みによる納付

イ 箱根町に現金を持参して納付

納付できる日時は、町役場開庁日午前9時から午後5時までですが、最終日は、午後3時とします。また、クレジットカードによる売払代金の納付は、できません。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った 代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

箱根町は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には箱根町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書および登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書を併せて箱根町に直接持参または郵送してください。その後、売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行います。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

- (1) 箱根町のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに箱根町へ提出してください。
- (2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に箱根町に対して任意の書式にて申請してください。
- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

3 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は、落札者に移転します。したがって、契約締結後に、箱根町の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損などが生じた場合、箱根町に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできません。
なお、売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- (3) 公有財産に隠れた瑕疵があることを発見しても、契約後において売払代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。
- (4) 引渡しを受けたときに、公有財産受領書を箱根町に提出してください。
- (5) 物件の引渡しについては、現状のままとします。
- (6) 一度引き渡された物件は、いかなる理由があっても返品、交換できません。

4 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

ア 売払代金の残金を銀行振込で納付する場合

　　売払代金の残金を納付後、収入印紙などを箱根町に送付してください。

イ 売払代金の残金を持参する場合

　　収入印紙などを併せて持参してください。

　　共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。(実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません)

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

　　売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

　　売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

　　売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

　　公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することができます。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することができます。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金

の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、箱根町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、箱根町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、箱根町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、箱根町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、箱根町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、箱根町は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず箱根町は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物

件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

箱根町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、箱根町物件一覧のページ以外のページへの直接リンクはできません。また、売却システム上において、箱根町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、箱根町に無断で転載、転用することは一切できません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関となります。